

シンガポール

意匠法

2014年法律 No. 4 により改正

2014年4月30日施行

目次

第 I 部 序

第 1 条 簡略名称

第 2 条 解釈

第 3 条 本法は政府を拘束する

第 II 部 意匠の登録

第 1 節 意匠の所有権

第 4 条 意匠の所有者

第 2 節 登録可能な意匠

第 5 条 新規意匠は登録することができる

第 6 条 公序良俗に反する意匠

第 7 条 コンピュータ・プログラム等は登録できない

第 8 条 秘密の開示等に関する規定

第 9 条 芸術作品に関する規定

第 10 条 他の物品等に関するその後の意匠登録

第 3 節 登録手続

第 11 条 登録出願

第 12 条 条約出願の優先権の主張

第 13 条 他の外国出願の優先権の主張

第 14 条 出願の取下げ

第 15 条 出願の補正

第 16 条 出願の審査

第 17 条 出願の拒絶

第 18 条 登録及び公告

第 19 条 方式審査のみが必要である

第 20 条 登録日

第 4 節 登録期間

第 21 条 最初の登録期間及び延長

第 22 条 芸術作品等に関する例外

- 第5節 登録意匠における権利の決定手続
- 第23条 登録後の権利の決定
- 第24条 第23条に基づく命令の第三者への効力
- 第25条 裁判所の命令により付与されるライセンス

- 第6節 登録の放棄及び取消
- 第26条 登録の放棄
- 第27条 登録の取消

- 第7節 雑則
- 第28条 情報についての権利
- 第29条 一定の意匠の秘密保持に関する規定

第III部 登録意匠における権利

- 第1節 登録意匠の登録所有者の権利
- 第30条 登録により与えられる権利
- 第31条 登録意匠の使用を継続する第三者の権利

- 第2節 財産の対象としての登録意匠
- 第32条 登録意匠の性質
- 第33条 登録意匠の共有
- 第34条 登録意匠に影響を与える取引の登録
- 第35条 登録出願における権利

- 第3節 侵害訴訟手続
- 第36条 侵害訴訟手続
- 第37条 共同所有者による侵害訴訟手続
- 第38条 排他的ライセンシーによる侵害訴訟手続
- 第39条 損害賠償又は利得の回復に関する一般的制限
- 第40条 引渡し命令
- 第41条 処分命令
- 第42条 非侵害に関する宣言
- 第43条 登録の有効性が争われたことの証明書
- 第44条 侵害訴訟手続の根拠のない脅迫に対する救済

- 第IV部 登録意匠の政府による使用
- 第45条 登録意匠の政府による使用
- 第46条 政府による使用の条件
- 第47条 ライセンス等の規定が無効となる場合
- 第48条 紛争の裁判所への付託

第V部 管理及びその他の補足規定

第1節 登録官

第49条 意匠登録官及びその他の職員

第50条 登録官による委任

第51条 意匠登録局

第52条 登録局の印章

第2節 登録簿

第53条 意匠登録簿

第54条 登録簿の更正

第55条 登録簿の閲覧及び抄本

第3節 登録官の権限

第56条 登録官に対する手続の費用

第57条 登録簿の訂正

第58条 登録官の権限

第59条 召喚に応じないことは犯罪である

第60条 証拠を提出しないことは犯罪である

第61条 公的な行為に関する庁又は登録官の免責

第62条 登録官の決定又は命令に対する上訴

第63条 裁量権の行使

第4節 登録局の就業時間

第64条 就業時間及び非就業日

第VA部 ハーグ協定のジュネーヴ改正協定等

第64A条 ハーグ協定のジュネーヴ改正協定等に効力を付与する規定を策定する権限

第VI部 犯罪

第65条 登録簿等の偽造

第66条 意匠が登録された旨の虚偽の表示

第67条 パートナースhip又は法人による犯罪

第68条 犯罪の示談

第VII部 雑則及び一般規定

第69条 代理人の認定

第70条 裁判所の一般権限

第71条 裁判所における訴訟手続の費用

- 第 72 条 登録官の証明書
- 第 73 条 手数料
- 第 74 条 規則を定める一般権限
- 第 75 条 登録出願に関連する規則
- 第 76 条 保留
- 第 77 条 経過規定

附則（第 77 条(1)）経過規定

第 I 部 序

第 1 条 簡略名称

本法は、登録意匠法として引用することができる。

第 2 条 解釈

(1) 本法では、文脈上他に要求されない限り、意匠に関して「登録出願」とは、その意匠の登録のための第 11 条に基づく出願をいう。

「物品」とは、製造品をいい、次を含む。

(a) 物品の一部で、別個に製造及び販売されるもの、及び

(b) 組物

「芸術作品」とは、著作権法(Cap. 63)第 7 条(1)に与えられた意味を有する。

「条約国」とは、シンガポール以外の国又は領土で、パリ条約の当事国であるか又は世界貿易機関の加盟国であるものをいう。

芸術作品に関して「対応する意匠」とは、物品に適用されると当該作品の複製となるような意匠をいう。

「裁判所」とは、高等裁判所をいう。

「意匠」とは、工業上の方法により物品に適用された形状、輪郭、模様又は装飾の特徴をいうが、次を含まない。

(a) 構造についての方法又は原理、又は

(b) 次の場合の物品の形状又は輪郭の特徴

(i) その物品が果たさなければならない機能によってのみ特定される場合

(ii) その物品が不可欠な部分を構成することを意匠の創作者が意図している別の物品の外観によって決められる場合、又は

(iii) その物品を別の物品に接続するか、別の物品の中、周り又はこれに対して配置することができるようにして、何れの物品もその機能を果たすことができるようにする場合、意匠に関して「創作者」とは、その意匠を創作した者又はその者が 2 以上いる場合は、これらの者の各々をいう。

「排他的ライセンス」とは、登録意匠の登録所有者が、ライセンシー又はライセンシー及び同人により許可された者に対し、その他のすべての者(登録所有者を含む)を排除して、ライセンスにより許可される方法で意匠を使用することを許可するライセンスをいい、「排他的ライセンシー」は相応に解釈される。

「国際事務局」とは、世界知的所有権機関の国際事務局をいう。

「庁」とは、シンガポール知的所有権庁法(Cap. 140)に基づき設立されたシンガポール知的所有権庁をいう。

「所有者」とは、第 4 条に与えられた意味を有する。

「パリ条約」とは、1883 年 3 月 20 日にパリで署名され、随時改正又は修正された工業所有権の保護に関する条約をいう。

「登録簿」とは、第 53 条に基づき保持される意匠登録簿をいう。

「登録意匠」とは、本法に基づき登録された意匠をいう。

登録意匠に関して「登録所有者」とは、登録簿にその時点で意匠の所有者として名称が記載

されている者をいい、その者が2以上いる場合は、これらの者の各々をいう。

「登録官」とは、第49条にいう意匠登録官をいい、同条にいう意匠副登録官を含む。

「登録局」とは、第51条に基づき設置される意匠登録局をいう。

「組物」とは、通常一緒に販売されるか一緒に使用することが意図される同じ一般的性質の2以上の物品で、その各々について同一の意匠又は意匠の性質を変えないか又は意匠の同一性に実質的に影響を与えない程度の修正又は変更が加えられた同一の意匠が適用されるものをいう。

(2) 文脈上他に要求されない限り、

(a) 本法において書類の提出というときは、登録官に対する書類の提出であると解釈される。

(b) 本法において意匠が登録された物品というときは、組物について登録された意匠の場合には、当該組物の何れかの物品であると解釈される。また

(c) 登録意匠の侵害というときは、本法により与えられる意匠における権利の侵害であると解釈される。

第3条 本法は政府を拘束する

第IV部に従うことを条件として、本法は政府を拘束する。

第 II 部 意匠の登録

第 1 節 意匠の所有権

第 4 条 意匠の所有者

(1) 本条に従うことを条件として、意匠の創作者は、本法の適用上、意匠の所有者として扱われる。

(2) 金銭又は金銭的価値のための委託の履行において意匠が創作された場合は、その意匠を委託した者が意匠の所有者として扱われる。

(3) (2)に該当しない場合で、従業者の雇用中にその従業者により意匠が創作された場合は、その者の使用者は意匠の所有者として扱われる。

(4) (2)及び(3)は、関係当事者間で別段の趣旨の合意があれば、これに従うことを条件とする。

(5) 意匠又は意匠を物品に適用する権利が、譲渡によるか、移転によるか又は法の運用によるかを問わず、単独又はその所有者と共同で、所有者以外の者に付与された場合は、当該他の者、又は場合により所有者及び当該他の者は、本法の適用上、意匠の所有者又は当該物品に関する意匠の所有者として扱われる。

(6) 人間の創作者がいない状況でコンピュータにより生成された意匠の場合は、意匠の創作に必要な手配を行った者が意匠の創作者とみなされる。

第 2 節 登録可能な意匠

第 5 条 新規意匠は登録することができる

(1) この部の規定に従うことを条件として、新規である意匠は、所有者であると主張する者の出願により、その出願において明記される物品に関して登録することができる。

(2) 登録出願がなされた意匠は、次の意匠、すなわち、

(a) 先の出願の履行において同一の又はその他の物品に関して登録された意匠、又は

(b) 最初に述べた出願の日付の前に同一の又はその他の物品に関してシンガポール又は他の場所で公表された意匠と同一の場合は又は重要でない細部において若しくは取引上普通に用いられる変形としての特徴においてのみ当該意匠と異なる場合は、新規とはみなされない。

(3) 登録官は、所定の場合は、意匠が新規であるか否かを決定する目的で、その意匠の登録出願を実際に出願された日より早い日又は遅い日に出願されたものとみなすよう指示することができる。

第6条 公序良俗に反する意匠

意匠の公表又は使用が公序良俗に反する場合は、その意匠は登録することができない。

第7条 コンピュータ・プログラム等は登録できない

(1) 如何なるコンピュータ・プログラム又は配置設計も、本法に基づいて登録することができない。

(2) (1)の適用上、「配置設計」とは、集積回路配置設計法(Cap. 159A)において与えられた意味を有する。

(3) 大臣は、次の規則を定めることができる。

(a) 本法に基づく登録から、主として文学的又は芸術的な性質の物品で、大臣が適切とみなすものための意匠を除外すること、及び

(b) 規則に定める何れの意匠も本法に基づき登録されないこと、又は所定の条件が満たされない限り登録されないことを規定すること

第8条 秘密の開示等に関する規定

(1) 次の理由のみでは、当該意匠の登録出願が拒絶されることはなく、また、当該意匠の登録が取り消されることはない。

(a) 所有者による第三者に対する意匠の開示で、その第三者による意匠の使用又は公表が誠意に反するとされるような状況でなされるもの

(b) 意匠の所有者以外の第三者により誠意に反してなされた意匠の開示

(c) 登録することを意図した新規の又は独創的な織物の意匠の場合は、その意匠を付した商品に対する最初の秘密の注文の受領、又は

(d) 所有者による政府省庁若しくは庁への、又は政府省庁若しくは庁により意匠の価値を検討する権原を与えられた者への意匠の伝達、又はその伝達の結果なされた事項

(2) 次の理由のみでは、当該意匠の登録出願が拒絶されることはなく、また、当該意匠の登録が取り消されることはない。

(a) 意匠の表示又は意匠が適用された物品が、意匠の所有者の同意を得て、公式の国際博覧会で展示されたこと

(b) (a)にいう当該展示後に及び博覧会の期間中に、意匠の表示又は意匠が適用された物品が、所有者の同意を得ずに、何人かによって展示されたこと、又は

(c) (a)にいう当該展示の結果、意匠の表示が公表されたこと

ただし、当該意匠の登録出願が、博覧会開会后6月以内になされたことを条件とする。

(3) 本条において、「公式の国際博覧会」とは、公式の又は公式に認められた国際博覧会で、1928年11月22日にパリで署名された国際博覧会条約の用語、及び随時改正又は修正される同条約の議定書に該当するものを意味する。

第9条 芸術作品に関する規定

(1) (2)に従うことを条件として、芸術作品の著作権者により又はその同意を得て対応する意匠登録出願がなされた場合は、その意匠は本法の適用上、その芸術作品についてなされた先行使用のみを理由として新規でないものとして扱われることはない。

(2) その先行使用が、次の意匠を産業上利用した物品の販売、賃貸、販売若しくは賃貸の申出若しくは陳列からなる又はこれらを含む場合、かつ、当該先行使用が著作権者により又はその同意を得てなされた場合は、(1)は適用されない。

(a) 当該意匠、又は

(b) 重要でない細部、又は商取引において通常使われる変形としての特徴においてのみ当該意匠と異なる意匠

(3) 大臣は、意匠が本条の適用上、物品又は物品の説明に産業上利用されたとみなす状況を規定する規則を作ることができる。

第10条 他の物品等に関するその後の意匠登録

(1) 物品に関して登録された意匠の登録所有者が、次の場合、すなわち、

(a) 1又は複数の他の物品に関して登録された意匠の登録出願を行った場合、又は

(b) 同一の又は1若しくは複数の他の物品に関して、登録意匠の性質を変えないか又は登録意匠の同一性に実質的に影響を与えない程度の修正又は変更を伴う登録意匠で構成される意匠の登録出願を行った場合は、

その登録意匠による先の登録又は公告のみを理由として、当該出願が拒絶されることはなく、また、当該出願に基づいてなされた登録が取り消されることはない。

(2) (1)により登録された意匠における権利は、原意匠に権利が存続する期間、及び延長期間があればその延長期間の末日を超えて延長されない。

(3) ある者が物品に関して意匠登録出願を行い、かつ

(a) その意匠が他の物品に関して別の者により先に登録されている場合、又は

(b) その出願が関連する意匠が、登録意匠の性質を変えないか又は登録意匠の同一性に実質的に影響を与えない程度の修正又は変更を伴って、同一の又は他の物品に関して別の者が先に登録していた意匠である場合に、

出願が係属中の何れかの時点で出願人が先に登録された意匠の登録所有者となったときは、

(1)は、出願の時点でその出願人が当該意匠の登録所有者であったものとして適用される。

第3節 登録手続

第11条 登録出願

意匠登録出願は、登録官に対して所定の方法で行い、所定の出願手数料の納付を条件とする。

第12条 条約出願の優先権の主張

(1) (7)に従うことを条件として、次の場合、すなわち、

(a) ある者が一定の物品に関して意匠登録出願を条約国において行い、

(b) その出願が当該物品に関して条約国において出願される最初の意匠登録出願(本条では以下「最初の条約出願」という)であり、かつ

(c) 最初の条約出願がなされた日から6月以内に、その者又はその者の権原承継人が、当該物品の全部又は何れかに関して本法に基づく意匠登録出願を行う場合は、その者又はその者の権原承継人は、本法に基づく出願を行うときに、最初の条約出願において登録請求された当該物品の全部又は何れかに関してその意匠登録に対する優先権を主張することができる。

(2) ある者が(1)に従い意匠登録出願に関して優先権を主張する場合は、

(a) その者は、最初の条約出願がなされた日(その日を含む)から優先権を有し、かつ

(b) その出願は、その意匠か又は何れか他の意匠かの何れが新規であるか否かを定める目的で、最初の条約出願がなされた日になされたものとして扱われる。

(3) (2)は、意匠登録出願に関して第5条(3)に基づく指示を与える権限を排除するとは解釈されない。

(4) 本法の規定にも拘らず、意匠登録出願に関して優先権が主張された場合は、最初の条約出願が次の日の間の期間に公告されたという事実のみを理由として、その出願が拒絶されることはなく、また、本法に基づく意匠登録が取り消されることはない。

(a) 最初の条約出願がなされた日、及び

(b) 本法に基づく出願がなされた日

(5) 意匠登録出願であって、条約国において、その国内法又は国際協定に基づく通常の国内出願と同等のものは、優先権を生じるものとして扱われる。

(6) (5)において、「通常の国内出願」とは、出願の結果の如何に拘らず、出願が条約国においてなされた日を確定するのに適切な出願を意味する。

(7) 先の出願と同じ対象に関するその後の意匠登録出願が同一の条約国においてか又は異なる条約国においてかに拘らず出願され、かつ、これらが何れかの条約国において出願される対象に関する最初の2出願である場合において、当該後の出願の出願日に、次のとおりであるときは当該後の出願は、最初の条約出願であるとみなされる。

(a) 先の出願が、公衆の閲覧のために公開されず、かつ、係属中の如何なる権利も残存させることなく、取り下げられ、放棄され又は拒絶されたとき、及び

(b) 先の出願が、未だ優先権主張の基礎となっていないとき

(8) 疑義を避けるために、(7)を適用する場合は、

(a) 先の出願の出願日ではなく後の出願の出願日が(2)に基づく優先権期間の始めの日とみ

なされ、かつ

(b) 先の出願は、その後、優先権主張の基礎として用をなさない。

(9) 大臣は、本条に基づく優先権主張の方法に関する規則を定めることができる。

(10) 本条に基づいて生じる優先権は、出願とともに又は独立に譲渡又はその他移転することができ、(1)にいう出願人の「権原承継人」は相応に解釈される。

第13条 他の外国出願の優先権の主張

(1) 大臣は、命令により、政府が登録意匠の相互保護のための条約、協定、取決め又は約定を締結している国又は領土において意匠登録出願を行った者に対し、同一の物品の何れか又は全部について本法に基づく同一の意匠を登録する目的で、当該出願の日から一定の期間にわたり優先権を付与することができる。

(2) 本条に基づく命令により、第12条又は大臣が適切とみなすその他の規定に定めるものに対応する規定を定めることができる。

第14条 出願の取下げ

(1) 出願人は、登録官が決定する第18条に基づく公告の準備が完了する日の前に、所定の方法で登録官に取下通知を提出することにより、自己の意匠登録出願を取り下げることができる。

(2) (1)に従って取下通知が提出された場合は、出願は取り下げられたものとして扱われ、その取下げは撤回不能である。

第15条 出願の補正

(1) 登録官は、自発的に、又は出願人が所定の方法でなした請求及び所定の手数料の納付に基づいて、意匠登録出願を補正することができる。

(2) 意匠登録出願は、補正の結果、なされた出願において実質的に開示されなかった事項を含めることで出願の範囲が増大する場合は、補正されない。

(3) 登録官は、登録官の懈怠によらない何らかの誤りを自発的に補正する義務を負わない。

(4) 登録官が自発的に何らかの補正を行うことを提案する場合は、登録官は、その補正により影響されると思われるすべての者に当該提案の通知をなし、かつ、補正をする前にその者に聴聞を受ける機会を与える。

第16条 出願の審査

(1) 登録官は、意匠登録出願で取り下げられていない出願を、方式要件を満たすか否かを決定するために審査する。

(2) 登録官は、出願が方式要件を満たしていないと決定した場合は、出願人に通知し、登録官が決定する期間内に方式要件を満たすべく補正する機会を与える。

(3) 方式要件を満たしていないことが(2)にいう期間内に補正されない場合は、出願は取り下げられたものとして扱われるが、登録官は次に基づき、出願を回復することができる。

- (a) 所定の様式による出願の回復請求通知を出願人が提出すること
- (b) 所定の手数料の納付、及び
- (c) 登録官が課する条件を出願人が満たすこと

(4) 出願が回復した場合は、取下げの結果出願人が失った権利又は救済手段は、出願人に復帰する。

(5) 本条並びに第 17 条及び第 18 条において、「方式要件」とは、第 11 条の要件及び同条適用上の所定の規則で方式要件として規定されたものを意味する。

第 17 条 出願の拒絶

(1) 登録官は、

(a) 第 16 条に基づく自己による審査の後、かつ

(b) 方式要件を満たすべく補正する機会を出願人に与えた後に、

出願が方式要件を満たしていないと決定した場合は、意匠登録出願を拒絶することができる。

(2) 出願の文面において意匠が新規でない又は他の理由で登録できない場合は、登録官は、意匠登録出願を拒絶することができる。

(3) 登録官は、本条に基づく拒絶を出願人に通知する。

第 18 条 登録及び公告

第 17 条に従うことを条件として、意匠登録出願が方式要件を満たすと登録官が決定した場合は、速やかに次を行う。

(a) 所定の詳細を登録簿に記載して意匠を登録する。

(b) 出願人又はその権原承継人の名称を、意匠の所有者として登録簿に記載する。

(c) 意匠が登録された時点で意匠の所有者である者に登録証を発行する。また

(d) 登録の通知及び意匠の表示を所定の方法で官報に公告する。

第 19 条 方式審査のみが必要である

登録官は、意匠登録出願を受理するか否かを決定する際に、次を考慮又は考察する必要はない。

(a) その意匠の登録可能性

(b) 出願人が出願で主張された優先権を有するか否か、又は

(c) 出願に意匠が正しく表示されているか否か

第 20 条 登録日

登録されるとき意匠は、その登録出願がなされた日から登録され、かつ、当該日は、本法の適用上、その登録日であるものとみなされる。

第 4 節 登録期間

第 21 条 最初の登録期間及び延長

(1) 意匠の最初の登録期間は、その意匠の登録日から 5 年である。

(2) 意匠の登録期間は、現行の登録期間が満了する前に、登録官に延長を申請し、かつ、所定の延長手数料を納付することにより、第 2 期及び第 3 期の 5 年間ずつ延長することができる。

(3) 大臣は、登録の満了が差し迫っていること及びそれを延長できる方法について、現行の登録期間が満了する前に登録官が意匠の登録所有者に通知するための規則を定めることができる。

(4) 申請及び納付が現行の登録期間の満了前になされなかった場合は、意匠の登録は、その期間の満了をもって失効し、登録簿から削除される。

(5) 現行の登録期間の満了直後 6 月以内に、延長の申請がなされ、延長手数料及び所定の遅延手数料が納付された場合は、意匠登録は失効しなかったものとして扱われ、従って、

(a) その期間中に所有者により又はその同意を得て意匠の権利に基づき又はこれに関連してなされた事項は、有効として扱われ、

(b) 登録が失効しなければ意匠の侵害を構成していたであろう行為は、侵害として扱われ、また

(c) 登録が失効しなければ第 IV 部に基づく政府の役務のための意匠の使用を構成していたであろう行為は、その使用として扱われる。

第 22 条 芸術作品等に関する例外

(1) 第 21 条の規定にも拘らず、登録意匠が、

(a) 登録された時点で、著作権法 (Cap. 63) に基づき著作権が存する芸術作品に関して対応する意匠であったこと、及び

(b) 当該作品の先使用により、第 9 条 (1) がなければ登録可能でなかったであろうこと、が示された場合は、

当該作品の著作権満了の時期が、芸術作品対応でない場合に意匠登録が満了するであろう時期より早いときは、当該作品に対応する意匠登録期間は、その著作権の満了時に満了し、かつ、その後は延長することができない。

(2) 第 21 条の規定にも拘らず、第 10 条 (1) により登録された意匠の登録期間は、原登録意匠

の登録期間及びその登録延長期間の末日を超えて延長されない。

第5節 登録意匠における権利の決定手続

第23条 登録後の権利の決定

(1) 意匠が登録された後、その意匠における利害を有する又は主張する者は、裁判所に次の事項を決定するよう申請することができる。

(a) 真の意匠の所有者は何人か

(b) その意匠が、登録されたときの名義人の名称で登録されるべきであったか否か、又は

(c) その意匠における権利をその他の者に移転又は付与すべきか否か

裁判所は当該質問について決定しなければならず、かつ、決定を実施するのに適切とみなす命令を下すことができる。

(2) (1)の一般性を損なうことなく、同項にいう命令には、次の指示の1以上を含めることができる。

(a) 出願人の名称を、意匠の所有者又は複数の意匠の所有者の1として登録簿に記載すること(その他の者を排除するか否かを問わない)

(b) 前記の者が意匠における権利を取得する要因となった取引を登録すること

(c) 意匠の使用のためのライセンスを付与すること、及び

(d) 意匠の登録所有者又はその意匠に何らかの権利を有する者が、命令における指示を実施するのに裁判所が適切とみなす行為を行うこと

(3) (2)(d)にいう指示を与えられた者が、命令の日から14日以内にその指示に従わなかった場合は、裁判所は、自己のため又は自己の申請に基づいて命令を下された者が裁判所に行った申請に基づいて、後者に対し、指示が与えられた者の代わりにその事柄を行うことを許可することができる。

(4) 本条に基づく申請が、当該意匠に関して第18条(c)にいう登録証の発行日から2年間の末日後になされた場合は、登録所有者が所有者として登録される権利がなかったという理由で、登録所有者からその他の者へ意匠における権利を移転するという如何なる命令も(1)に基づいて下されることはない。ただし、登録所有者が登録の時点又は場合により自己への意匠の移転の時点で、自己が所有者として登録される権利がないことを知っていたことが示される場合はこの限りでない。

(5) 申請の通知が最初に次の者に与えられない限り、裁判所は(1)に基づく如何なる命令も下さないものとする。

(a) 登録意匠の所有者、及び

(b) 登録意匠における権利を有するとして登録された各々の者で、申請の当事者でない者

第24条 第23条に基づく命令の第三者への効力

(1) 登録意匠を単数又は複数の者(本条では「前所有者」という)から1又は複数の者(前所有

者を含むか否かを問わない)に移転せよとの命令が第 23 条(1)に基づき下された場合は、(2)に含まれる場合を除き、前所有者により付与又は創出されたライセンスその他の権利は、第 34 条及び当該命令の規定に従うことを条件として引き続き効力を有し、意匠が移転されるように命令された者(本条では「新所有者」という)により付与されたものとして扱われる。

(2) 登録意匠を(その意匠が所有者として登録される権利のない者の名義で登録されたという理由で)単数又は複数の前所有者から前所有者でない 1 又は複数の者に移転せよとの命令が下された場合は、その意匠におけるライセンスその他の権利は、当該命令の規定及び(3)に従うことを条件として、その者が意匠の新所有者として登録された時点で失効する。

(3) (2)にいう命令が下され、かつ、命令が下されることとなった言及の詳細が登録簿に記入される前に、前所有者又はライセンシーが、

(a) ある行為がなされた時点で言及の詳細が登録されていれば、意匠の侵害を構成したであろう行為を善意で実行した場合、又は

(b) その行為を実行するために実際上のかつ真摯な準備を善意で行った場合は、その前所有者又はライセンシーは、所定の期間内に新所有者に請求を行って、その行為を引き続き行うか、又は場合によりその行為を行うためのライセンス(排他的ライセンスでない)を付与される権利を有する。

(4) (3)に基づくライセンスは、適切な期間にわたり、適切な条件に従うものとする。

(5) 登録意匠の新所有者又は(3)に基づきライセンスを付与される権利を有すると主張する者は、裁判所に次の事項の決定を求める申請をすることができる。

(a) その者にそのように権利が与えられること、又は

(b) 付与された当該ライセンスの期間又は条件は適切であること

(6) 裁判所は、(5)に基づく決定を行うものとし、また次を行うことができる。

(a) 適切とみなす条件で、かつ、適切とみなす期間についてライセンスの付与を命令すること、又は

(b) ライセンスの期間又は条件を変更すること

第 25 条 裁判所の命令により付与されるライセンス

第 23 条(1)又はライセンス付与に関して第 24 条(6)に基づき下された命令は、施行のその他の方法を損なうことなく、登録意匠の登録所有者及びその他の必要な全当事者が作成した、当該命令に従ってライセンスを付与する旨の法律文書と同様の効力を有する。

第 6 節 登録の放棄及び取消

第 26 条 登録の放棄

(1) 意匠の登録は、その意匠が登録された物品の全部又は一部に関して、登録意匠の所有者が放棄することができる。

- (2) 大臣は、
- (a) 放棄の方法及び効力に関し、かつ
 - (b) その意匠における権利を有する他の者の利益を保護するために、規則を定めることができる。

第 27 条 登録の取消

(1) 意匠が登録された後いつでも、利害関係人は登録官又は裁判所に対し、その意匠はその登録日付において新規でなかったという理由又は登録官がその意匠の登録を拒絶することができたであろうその他の理由で、意匠の登録の取消を申請することができる。また登録官は、申請に基づいて適切とみなす命令を下すことができる。

(2) 意匠が登録された後いつでも、利害関係人は登録官又は裁判所に対し、次の理由でその意匠の登録の取消を申請することができる。

(a) その意匠が登録された時点で、著作権が存する芸術作品に関して対応する意匠であったこと、及び

(b) その登録意匠における権利が第 22 条(1)に従って満了していること
また、登録官は、申請に基づいて適切とみなす命令を下すことができる。

(3) 意匠に関する訴訟手続が裁判所において係属中の場合は、その登録の取消申請は裁判所にしなければならない。

(4) 意匠の登録取消申請が登録官になされた場合は、登録官は、いつでも当該申請を裁判所に付託することができる。

(5) 登録官に対する意匠の登録取消申請は、所定の方法で行い、所定の手数料を納付する。

(6) 取消は、次の日から有効となる。

(a) (1)に基づく取消の場合は、登録日、及び

(b) (2)に基づく取消の場合は、登録意匠における権利が満了した日

(7) 大臣は、登録官に対する取消手続及びそれに関する事項を規定する規則を定めることができる。

第 7 節 雑則

第 28 条 情報についての権利

(1) 意匠の登録後、かつ、所定の方法で何人かが書面による請求を提出し、所定の手数料を納付した場合は、登録官は、請求に明記されるように、その意匠(意匠の表示又は見本を含む)の登録出願に関して次のことを行うが、所定の条件に従うものとする。

(a) 請求をなした者に所定の情報を与えること、及び

(b) その者に所定の書類の閲覧を許可すること

(2) 所定の情報又は書類に関する請求を登録官が拒絶することができるようにする規則を定めることができる。

(3) 意匠登録の通知が第 18 条に基づき公告されるまで、その登録出願を構成する又はこれに関する情報又は書類は、所有者又は場合により出願人の同意なく、登録官が何人かに公表又は知らせることはない。

(4) (3)は、登録官が意匠登録出願に関する所定の情報を他の者に公表又は知らせることを妨げるものではない。

(5) ある者が次の通知、すなわち、意匠登録出願がなされた旨及びその意匠が登録されたときに、その者が通知に明記された行為をなせば出願人はその者を提訴する旨の通知を受けた場合は、その者は、(1)に基づく請求をなすことができる。

(6) 登録官は、その意匠が登録されていなくても、出願人の同意なく、(1)に基づく請求を認めることができる。

第 29 条 一定の意匠の秘密保持に関する規定

(1) 意匠登録出願がなされ、その意匠が大臣により防衛目的について関連すると通知される種類の 1 であると登録官がみなす場合は、登録官は、次を禁じる又は制限する指示を与える。

(a) その意匠に関する情報の公告、又は

(b) 指示に明記する者又はその種の者に対する当該情報の通知

(2) 指示が与えられた場合は、当該指示の有効期間中は次のものを登録局における一般閲覧に供さないようにする規則を定めることができる。

(a) その意匠の表示、及び

(b) 登録出願を裏付けるために提出された証拠

(3) 登録官の指示を遵守しない者は有罪とし、5,000 ドル以下の罰金若しくは 2 年以下の拘禁に処し、又はこれらを併科する。

(4) 指示が有効な場合は、出願は、

(a) 第 16 条にいう方式要件が満たされた後に一時棚上となり、かつ

(b) 第 18 条の規定にも拘らず、その指示が(5) (d)に基づき取り消されるまで、同条に従って処理されない。

(5) 登録官が指示を与えた場合は、大臣に出願及びその指示を通知し、それに基づいて次の規定が有効となる。

(a) 大臣は、意匠の公告がシンガポールの防衛を損なうか否かを検討すること

- (b) 大臣は、意匠の表示又は(2)(b)にいう証拠を随時閲覧することができること
- (c) 何れかの時点で意匠を検討した場合に、意匠の公告はシンガポールの防衛を損なわない、又はもはや損なわないと大臣がみなす場合は、その旨の通知を登録官に行うことができること、及び
- (d) その通知を受領した場合は、登録官は、指示を取り消すものとし、適切とみなす条件(もしあれば)に従うことを条件として、登録出願に関連して本法により又はこれに基づいてなすことを要求される又は許可されることを行う時期を、その時期が先に満了したか否かに拘らず、延長することができること
- (6) 次の場合、すなわち、
- (a) 意匠登録出願に関連して本条に基づき与えられた指示が取り消された場合、
- (b) その意匠が登録された場合、及び
- (c) その指示が有効であった間に出願人が困苦を被ったと大臣がみなす場合は、大臣はすべての関連の状況を考慮して適切とみなす納付(もしあれば)を、出願人に対する補償の形で行うことができる。
- (7) 本条の何れの規定も、意匠登録出願に関する本条に基づく指示がなされるべきか、補正されるべきか又は取り消されるべきか否かに関する助言を得る目的で、当該意匠に関する情報を政府省庁又は当局へ開示することを妨げるものではない。

第 III 部 登録意匠における権利

第 1 節 登録意匠の登録所有者の権利

第 30 条 登録により与えられる権利

(1) 本法に基づく意匠の登録は、その意匠が登録され、かつ、その意匠又はそれと実質的に異なる意匠が適用された物品を、

(a) 次のために、すなわち、

(i) 販売又は賃貸のため、又は

(ii) 取引又は事業の目的で使用するために、

シンガポールにおいて製造し、又はシンガポールへ輸入する排他的権利、又は

(b) シンガポールにおいて販売し、賃貸し、又は販売若しくは賃貸のための申出若しくは陳列をする排他的権利、

を登録所有者に与える。

(2) 本法の適用上、登録意匠における権利は、登録所有者の同意なしに、かつ、その登録が有効な間に、次を行う者により侵害される。

(a) (1)により登録所有者の排他的権利である何かを行うこと

(b) (1)にいう物品をシンガポール又はその他の場所で製造することができるようにするために何らかの物を製造すること

(c) 組み立てられた物品に関して行われていれば、その意匠の侵害を構成するであろうキットに関して何かを行うこと、又は

(d) 組み立てられた物品が(1)にいう物品であれば、キットをシンガポール又はその他の場所で製造又は組み立てることができるようにするために何かを行うこと

(3) (2)において、「キット」とは、物品に組み立てられることを意図した構成部品の完全な又は実質的に完全なセットを意味する。

(4) 登録所有者が複数いる場合の登録意匠に(2)を適用する場合は、登録所有者とは次であると解釈される。

(a) 何らかの行為に関しては、第 33 条又は何らかの合意により当該行為をなす権利を与えられた単数又は複数の登録所有者、及び

(b) 何らかの同意に関しては、第 33 条又は何らかの合意により当該同意を与える適切な者である単数又は複数の登録所有者

(5) 本法の適用上、登録意匠における権利は、次によっては侵害されない。

(a) 私的で非商業的な目的で何らかの行為をなすこと、又は

(b) 評価、分析、研究又は指導の目的で何らかの行為をなすこと

(6) 登録意匠における権利は、第 2 条(1)における「意匠」の定義の(b)により、その意匠が登録可能であるか否かを決定する際に考慮されないその意匠の特徴の複製によっては侵害さ

れない。

(7) 登録意匠における権利は、登録所有者によるか又はその同意を得て(条件付きか否かに拘らず)意匠が適用された物品で、シンガポール又はその他の市場に出されているものの輸入、販売、賃貸、販売若しくは賃貸のための申出若しくは陳列によっては侵害されない。

第31条 登録意匠の使用を継続する第三者の権利

(1) 意匠の登録日の前に、ある者が、

(a) シンガポールにおいて善意である行為をなし、その行為がなされた時点で登録が有効であればその意匠の侵害を構成していたであろう場合、又は

(b) シンガポールにおいてその行為をなすために実際上のかつ真摯な準備を善意で行った場合は、

その者は、当該行為を続けるか、又は場合により当該行為をなす権利を有する。

(2) 事業の過程で当該行為がなされたか、又はその準備がなされた場合は、(1)により付与された権利を有する者は、

(a) その時点で当該事業のパートナーである者が当該行為をなすことを許可することができ、かつ

(b) その行為がなされた又は準備がなされた過程でその事業の当該部分を取得する者に対し、当該権利を譲渡することができ、又は死亡のとき(又は法人では解散のとき)に移転することができる。

(3) (2)により付与される権利は、(1)にいう行為をなすためのライセンスを何人かに付与する権利を含まない。

(4) (1)により付与される権利の行使において物品が別の者へ処分される場合は、当該別の者及び同人を通じて主張する者は、その物品を当該意匠の所有者により処分された場合と同じ方法で処分することができる。

第2節 財産の対象としての登録意匠

第32条 登録意匠の性質

(1) 登録意匠又はそれにおける権利は個人財産であり、他の個人財産と同様に譲渡又は移転することができる。

(2) 登録意匠又はそれにおける権利は、人格代表者の同意により付与することができる。

(3) 登録意匠の使用のためのライセンスを付与することができ、当該ライセンスが定める範囲まで、そのライセンスに基づきサブライセンスを付与することができる。

(4) そのライセンス又はサブライセンスは、

- (a) 個人財産と同様に譲渡又は移転することができ、かつ
- (b) 人格代表者の同意により付与することができる。

(5) (1)から(4)までは、本法に従うことを条件として効力を有する。

(6) 意匠若しくはそれにおける権利の譲渡、又は登録意匠若しくはそれにおける権利に関する同意は、書面により、かつ、譲渡人又は場合により人格代表者により若しくはその代理で署名された場合を除き、有効ではない。

(7) (6)は、譲渡人又は人格代表者が法人である場合は、その印を押印することにより、満たすことができる。

(8) (6)及び(7)は、その他の譲渡に適用されるのと同様に、担保による譲渡にも適用される。

(9) 登録意匠若しくはそれにおける権利又は登録意匠に関連する排他的ライセンスの譲渡により、譲受人又はライセンシーには、第23条又は第36条に基づき提訴する譲渡人又はライセンシーの権利を付与することができる。

第33条 登録意匠の共有

(1) 別段の趣旨の合意がある場合はそれに従うことを条件として、登録意匠に複数の登録所有者がいる場合は、その各々は、その意匠における権利について均等な未分割持分を所有する権原を有する。

(2) 本条及び別段の趣旨の合意がある場合はそれに従うことを条件として、登録意匠に複数の登録所有者がいる場合は、その各々は、本人により又はその代理人を通じて、意匠に関して自己の利益のために、また他の者の同意又は他の者への説明の必要なく、他の場合なら意匠の侵害となるであろう行為をなす権利を有する。

(3) 別段の趣旨の合意がある場合はそれに従うことを条件として、登録意匠に複数の登録所有者がいる場合は、何れの登録所有者も他の各人の同意を得ずに、意匠の使用のためのライセンスを付与し、又はそれにおける権利を譲渡してはならない。

(4) (1)又は(2)の何れの規定も、死亡者の受託人又は人格代表者の相互の権利若しくは義務又はその権原による権利若しくは義務に影響を与えるものではない。

第34条 登録意匠に影響を与える取引の登録

(1) 次の者、すなわち、

(a) 登録可能な取引により登録意匠における利益を受ける権原があると主張する者、又は

(b) その取引により影響されると主張する者、

により登録官への申請がなされる場合は、取引の所定の詳細を登録簿に記載しなければならない。

(2) 次は、(1)に基づき登録可能な取引である。

- (a) 登録意匠又はそれにおける権利の譲渡
- (b) 登録意匠の使用のためのライセンス又はサブライセンスの付与
- (c) 登録意匠又はそれにおける権利に対する担保権(固定か浮動かを問わない)の付与
- (d) 登録意匠又はそれにおける権利に関連する人格代表者による同意の形成
- (e) 登録意匠又はそれにおける権利の移転を命じる裁判所又は他の管轄当局の命令

(3) 登録可能な取引の所定の詳細を登録するための申請がなされるまで、その取引は、それを無視して登録意匠において対立する利益を得る者に対しては無効とする。

(4) 本法の規定にも拘らず、登録可能な取引により登録意匠の登録所有者又はライセンシーとなった者は、次についての権利は与えられない。

- (a) 取引日から取引の所定の詳細の登録申請日までに起きた登録意匠の侵害に関する損害賠償又は利益の返還、又は
- (b) 取引日から取引の所定の詳細の登録申請日までに起きた政府の役務のための意匠の使用に関する第 46 条に基づく補償

第 35 条 登録出願における権利

(1) 第 32 条、第 33 条及び第 34 条は、登録意匠に関して適用されるのと同様に、必要な修正を加えて意匠登録出願にも適用される。

(2) (1)の適用上、第 34 条にいう詳細の登録申請とは、登録申請に関する関連の取引、証書又は事由の詳細を所定の方法で登録官へ書面による通知を行うことと解釈する。

第 3 節 侵害訴訟手続

第 36 条 侵害訴訟手続

(1) 登録意匠の侵害は、登録所有者により提訴可能である。

(2) 本法の規定に従うことを条件として、裁判所が侵害訴訟手続において付与することのできる救済には、次を含む。

- (a) 差止命令(裁判所が適切とみなす条件があればこれに従うものとする)、及び
- (b) 損害賠償又は利益の返還の何れか

(3) 本法の規定に従うことを条件として、意匠の登録証が第 18 条に基づき発行された日より前に行われた登録意匠の侵害については、如何なる訴訟手続も提起することができない。

第 37 条 共同所有者による侵害訴訟手続

(1) 別段の趣旨の合意があればこれに従うことを条件として、ある登録意匠の登録所有者が複数いる場合は、その各々が意匠の侵害について訴訟手続を提起することができる。

(2) 本条によりある登録所有者が提起する訴訟手続において、その他の登録所有者は当該訴訟手続の当事者になるものとするが、他の登録所有者が被告となった場合は、その訴訟手続に参加しない限り経費又は費用負担の義務を有さない。

第 38 条 排他的ライセンシーによる侵害訴訟手続

(1) 登録意匠に基づく排他的ライセンスの所有者は、ライセンス付与日の後に行われた意匠の侵害に対する訴訟手続を提訴する登録所有者と同一の権利を有するものとし、侵害に関する本法の規定における登録所有者への言及は、相応に解釈される。

(2) 排他的ライセンシーが提起した侵害訴訟手続において損害賠償を裁定する場合は、裁判所は、その侵害の結果、排他的ライセンシーが被った又は被る可能性のある損失のみを考慮に入れることができる。

(3) 排他的ライセンシーが提起した侵害訴訟手続において利益の返還の命令を下す場合は、裁判所は、侵害から派生する利益であって排他的ライセンシーの権利の侵害に起因するもののみを考慮に入れることができる。

(4) 排他的ライセンシーが提起した何れかの侵害訴訟手続において、登録所有者は訴訟手続の当事者になる必要はなく、登録所有者が被告となった場合は、その訴訟手続に参加しない限り経費又は費用負担の義務を有さない。

第 39 条 損害賠償又は利得の回復に関する一般的制限

(1) 侵害訴訟手続において、裁判所は、侵害の日において当該意匠が登録されたことに気付いておらず、そう信じる適切な理由がなかったことを証明する被告に対しては、損害賠償の裁定もせず、利益の返還の命令も下さない。

(2) (1)の適用上、「登録済」の語又は意匠が登録されていることを表す語又は略語が、物品又は物品に付随する印刷物に適用されていたという理由のみで、当該意匠が登録されたことに気付いていた、又はそう信じる適切な理由があったとはみなされない。ただし、意匠の登録番号が語又は略語に付随していた場合は、この限りでない。

第 40 条 引渡し命令

(1) 登録意匠の侵害訴訟手続の被告が、
(a) 当該意匠に関連する侵害物品、又は
(b) 主として侵害物品を作るために使用される物で、被告が侵害物品を作るために使用していることを知っている又は使用することを知るに足る十分な理由があるもの、
を所有している場合は、裁判所は、第 36 条に基づき付与される救済に加えて、当該物品又は物を原告に引き渡すよう命令することができる。

(2) 裁判所が第 41 条に基づく命令を下す、又は下す理由があると裁判所がみなす場合を除き、

如何なる命令も本条に基づいて下すことができない。

(3) 本条に基づき下される命令の履行において何れかの物品又は物が引き渡された者は、第41条に基づく命令が下されないときは、同条に基づいて命令が下される又は命令を下さないという決定があるまで、これを留保する。

(4) 本条及び第41条において、登録意匠に関して、その意匠又はそれと実質的に変わらない意匠が物品に適用されており、かつ、次の場合はその物品は「侵害物品」である。

(a) 意匠の物品への適用が当該意匠の侵害であった場合

(b) 意匠を侵害するような方法で、物品がシンガポールに輸入される場合、又は

(c) 意匠を侵害するような方法で、物品がシンガポールにおいて販売され、賃貸され、又は販売若しくは賃貸のために申し出され若しくは陳列される場合

第41条 処分命令

(1) ある侵害物品又は物が第40条に基づき下された命令の履行において引き渡された場合は、次のことを求める申請を裁判所に行うことができる。

(a) 裁判所が適切とみなす者にそれを破棄させるか、没収させる命令、又は

(b) その命令を下すべきでないとする決定

(2) もしあれば、何れの命令を下すかを決定する際に、裁判所は次を考慮に入れる。

(a) 侵害訴訟手続で利用することができるその他の救済が、原告を補償しその利益を保護するのに適切であるか否か、及び

(b) 原告に不利に影響するような方法で、侵害物品又は物を処分していないことを確認する必要性

(3) 裁判所は、その物品又は物に利害を有する者に対する通知の送達に関して指示を発する。

(4) 物品又は物に利害を有する者は、次の権利が与えられる。

(a) 通知が送達されたか否かに拘らず、本条に基づく命令のために訴訟手続に出頭する権利、及び

(b) 訴訟手続に出頭したか否かに拘らず、下された命令に対して上訴する権利

(5) 本条に基づき下された命令は、上訴通知をなすことができる期間の終了まで、又は当該期間の終了前に上訴通知が正当に与えられた場合は上訴手続の最終決定若しくは放棄までは、発効しない。

(6) 物品又は物に利害を有する者が複数いる場合は、裁判所は、当該物品又は物を売却又は別途処理し、利益を分割するよう命じることができ、裁判所が適切とみなすその他の命令を下すものとする。

(7) 裁判所が、本条に基づき如何なる命令も下すべきでないことを決定した場合は、引渡し

前に当該物品又は物を所有していた者は、その返還を受ける権利が与えられる。

第 42 条 非侵害に関する宣言

ある行為が登録意匠の侵害を構成していない又はある提案された行為が侵害を構成しないであろうとの宣言は、次が証明された場合は、その行為をする又はすることを提案する者と登録所有者との間の訴訟手続において、登録所有者により別段の趣旨の主張がなされていないにも拘らず、裁判所がなすことができる。

(a) その者が書面により登録所有者に対し、主張された宣言の効力の書面による承認を申し入れ、問題となっている行為の書面による完全な詳細を提供したこと、及び

(b) 登録所有者がその承認を与えることを拒否し又は怠ったこと

第 43 条 登録の有効性が争われたことの証明書

(1) 裁判所における訴訟手続において、意匠の登録の有効性が争われた場合、かつ、裁判所がその意匠は有効に登録されていると認めた場合は、裁判所は、その認定及び登録の有効性が争われたという事実を証明することができる。

(2) 裁判所がその証明書を与え、その後の意匠の侵害訴訟手続又は意匠登録の取消を求める手続において、

(a) 登録の有効性に再び疑義が唱えられた場合、及び

(b) 登録所有者が自己に有利な最終命令又は判断を得た場合は、

登録所有者は、裁判所が別段の指示をしない限り、事務弁護士と依頼人の間でかかった自己の費用を回収する権利を有する。

(3) (2)は、当該訴訟手続の上訴費用には及ばない。

第 44 条 侵害訴訟手続の根拠のない脅迫に対する救済

(1) ある者(登録意匠又は意匠登録出願に権利を有するか又は利害を有するか否かを問わない)が、登録意匠の侵害訴訟手続をもって他の者を脅迫する場合は、それによって被害を受ける者は、脅迫した者に対して本条に基づく救済を求めて提訴することができる。

(2) 適用されうる救済は、

(a) 脅迫は不当である旨の宣言、

(b) 脅迫の継続に対する差止命令、及び

(c) 脅迫により被った損害に関する損害賠償、

であり、原告はその救済の権利を与えられる。ただし、

(i) 被告が、訴訟手続をとるという脅迫の対象となった当該行為は、意匠の侵害を構成すること、又は実行されたなら侵害を構成するであろうことを証明した場合、及び

(ii) 原告が、当該意匠の登録が無効である旨の申立を怠った場合は、この限りでない。

(3) 何かを作ること又は輸入することで成り立つと主張される侵害に対して訴訟手続を提起するという脅迫に関しては、本条に基づき訴訟手続を提起することができない。

(4) 本条の適用上、意匠が登録された旨の通知はそれ自体、本条の意味における手続の脅迫を構成しない。

(5) 本条の何れの規定も、法廷弁護士及び事務弁護士に対し、依頼人のためにその職業資格で自己がなす行為に関して、本条に基づく訴訟の責任を負わせるものではない。

第 IV 部 登録意匠の政府による使用

第 45 条 登録意匠の政府による使用

(1) 本法の如何なる規定にも拘らず、政府及び政府により書面で許可された者は、第 46 条に基づく政府の役務のため、如何なる登録意匠も使用することができる。

(2) (1)に基づく政府の許可は、

(a) その意匠の登録の前又は後に与えることができ、

(b) 許可の対象となる行為がなされる前又はなされた後に与えることができ、また

(c) 登録所有者により直接又は間接に意匠の使用が許可されたか否かに拘らず、何人にも与えることができる。

(3) (1)の一般性を損なうことなく、次のための意匠の使用、すなわち、

(a) 政府とシンガポール以外の他の国又は地域の政府との協定又は取決めの履行において、

(i) その国の防衛のため、又は

(ii) 防衛問題に関して、その政府がシンガポール政府との協定又は取決めの当事国である他の国の防衛のため、

に必要な物品を当該国に供給するための使用、又は

(b) 国連又は国連のある機関の決議の履行において行動している軍隊に必要な物品を、国連又は国連に属する国の政府に対して供給するための使用は、

政府の役務のための意匠の使用とみなされる。また、政府又は政府により意匠の使用を許可された者の権限は、次の権限を含む。

(A) 協定又は取決めの履行において政府又は当該機関へ物品を販売すること、及び

(B) 本条により与えられた権限の行使において作られた物品で、それが作られた目的においてもはや必要でないものを何人かに販売すること

(4) (1)の一般性を損なうことなく、

(a) シンガポールの安全又は防衛を損なうことを防ぐため、

(b) 民間防衛法(Cap. 42)に基づく非常事態又は民間防衛の非常事態中の、権限の行使及び民間防衛措置の実施を支援するため、又は

(c) 公共の非営利的な使用のために、

政府が必要又は適切とみなす目的で物品を作るための意匠の使用又は物品の使用は、政府の役務のためのその意匠の使用とみなされる。

(5) (1)により付与される権限の行使において販売された物品の購入者及びその者を通じて主張する者は、その登録意匠における権利が政府のために保有されていたものとして物品を取り扱う権限を有する。

(6) 他の成文法の規定にも拘らず、(1)によりなされた意匠の使用に関連するひな形又は書類の複製又は公表は、著作権法(Cap. 63)により書類に存する著作権、又は集積回路配置設計法(Cap. 159A)による配置設計に存する権利の侵害を構成するとはみなされない。

第 46 条 政府による使用の条件

(1) 意匠が、登録所有者又はその者が権利を得る元となった者による直接又は間接の意匠の伝達の結果としてではなく、その登録日前に政府により又は政府のために利用されていた場合はその限りにおいて、第 45 条による意匠の使用は、登録所有者へのロイヤルティ又はその他の支払いなく、行うことができる。

(2) 意匠がそのように利用されていなかった場合はその限りにおいて、その登録日後の何れかの時点で第 45 条により行われる、又は(1)にいう伝達の結果行われる意匠の使用は、次の条件でなされるものとする。

- (a) 使用の前又は後に、政府と登録所有者との間で合意された条件、又は
- (b) その合意がない場合は、第 48 条に基づく付託において裁判所が決定する条件

(3) 意匠が本条に基づき使用された場合は、政府は、そうすることが公益に反すると政府がみなさない限り、登録所有者にその事実をできる限り早く伝え、意匠の使用に関して随時合理的に必要とする情報を提供する。

第 47 条 ライセンス等の規定が無効となる場合

次の者、すなわち、

- (a) 政府又は第 45 条に基づき政府により許可された者、又は
- (b) 政府の命令に関する登録所有者又は登録出願人、

により、政府の役務のためになされた登録意匠又は登録出願が係属中である意匠の使用に関連して、

(i) 登録所有者若しくは登録出願人、又はその者から権利を得た者若しくはその者が権利を得る元となった者と、

(ii) 政府以外の者、

との間で、2000 年 11 月 13 日の前、当日又は後になされたライセンス、譲渡又は合意の規定は、その規定が次である限り、如何なる効力も有さない。

- (A) その意匠又はそれに関連するひな形、書類又は情報の使用を制限又は規制する場合、又は
- (B) その使用に関する、又はそれに照らして算出された支払を規定する場合

第 48 条 紛争の裁判所への付託

(1) 次に関する紛争は、紛争の何れかの当事者が裁判所に付託することができる。

- (a) 政府又は政府により許可された者による、第 45 条により付与された権限の行使
- (b) 政府の役務のための意匠の使用条件、又は
- (c) 第 46 条(2)に基づき政府及び登録所有者の間で合意された条件による支払の一部を受け取る者の権利

(2) 政府が当事者である本条に基づく訴訟手続において、政府は、次をすることができる。

- (a) 登録所有者が訴訟手続の当事者である場合は、本法に基づき登録が取り消され得る理由

に基づき、意匠登録の取消を申請すること、又は

(b) 場合を問わず、その取消を申請せずに、その意匠の登録の有効性を争点とすること

(3) 政府の役務のための意匠の使用条件に関する政府と何人かとの間の紛争を本条に基づき決定する際に、裁判所は、その者又はその者が権利を得る元となった者がその意匠に関して政府から直接又は間接に受領し得た又は受領する権原のある利益又は補償を考慮する。

(4) 登録意匠の2以上の登録所有者の1は、他の者の同意なしに、本条に基づき裁判所に紛争を付託することができるが、他の者が訴訟手続の当事者とならない限り、そうしてはならない。ただし、被告となった他の者の何れも、その訴訟手続に参加しない限り、経費又は費用負担の義務を有さない。

第V部 管理及びその他の補足規定

第1節 登録官

第49条 意匠登録官及びその他の職員

- (1) 意匠登録局を統括管理する1の意匠登録官を置く。
- (2) 登録官の統括管理に従うことを条件として、第50条に基づく登録官の権限以外の本法に基づく登録官のすべての権限及び機能を有する1又は複数の意匠副登録官を置く。
- (3) 1又は複数の意匠登録官補助者を置く。
- (4) 本条に基づく登録官及び他のすべての職員は、大臣が任命する。

第50条 登録官による委任

- (1) 登録官は、特定の事項又はある種の事項に関して、自ら認めた書面を以て、本法に基づく登録官のすべての又は何れかの権限又は機能を、意匠登録官補助者、何れかの公務員又は当該の事項若しくはある種の事項について関連する資格若しくは経験を有する者に委任することができ(ただし、この委任の権限は除く)、委任状に明記された当該事項又はある種の事項に関して、受任者が委任された権限及び機能を行行使することができるようにする。
- (2) 本条に基づく委任は、任意に撤回が可能であり、如何なる委任も、登録官又は意匠副登録官の権限又は機能の行使を妨げるものではない。
- (3) (1)にいう関連する資格又は経験を有する者は、委任された権限及び機能を行行使する時、刑法に従うことを条件として公務員とみなされる。

第51条 意匠登録局

本法の適用上、1の部局を設置し、意匠登録局として周知させる。

第52条 登録局の印章

登録局の印章を備え置き、その印章の印影は、司法上認められる。

第2節 登録簿

第53条 意匠登録簿

- (1) 登録官は、意匠登録簿として知られる登録簿を管理する。
- (2) 本法に従って、登録簿には次を記入する。
 - (a) 登録意匠の詳細。登録日を含む。
 - (b) 登録所有者の名称

- (c) 登録意匠及び意匠登録出願における権利に影響を与える取引の詳細、及び
- (d) 登録官が適切とみなす他の事項

(3) 黙示又は擬制の如何なる信託通知も登録簿に記載しないものとし、登録官は、その通知によって影響されない。

(3A) 明示された信託又は明示された信託の受益者の通知、又はそのいずれの通知も登録簿に記載することができる。

- (a) 登録官は、登録簿に記載された如何なる信託通知によって影響されない。
- (b) 疑義を避けるために、登録簿への通知の記載を怠ったときも、信託に基づく権利又は義務に影響しない。

(4) 登録簿は、コンピュータを使用して全部又は一部を調製することができる。

(5) 登録簿を調製する目的でコンピュータを使用してなした特定の又はその他の事項の記録は、登録簿の記入事項とみなされる。

第 54 条 登録簿の更正

(1) 裁判所は、被害者の申請があれば、登録簿への記入又は変更若しくは削除により、登録簿を更正するよう命じることができる。

(2) 本条に基づく手続において、裁判所は登録簿の更正に関連して決定することが必要又は適切とされる疑義を決定することができる。

(3) 登録官は、登録簿の更正を求める裁判所命令の通知を受領した場合は、登録簿を相応に更正する。

(4) 本条に基づく登録簿の更正は次のような効力を有するが、何れの場合も、裁判所が別段の指示を与える場合を除く。

- (a) なされた記載は、記載がなされるべきであった日から有効である。
- (b) 変更された記載は、当初からその変更された様式で記載されていたのと同様の効力を有する。また
- (c) 削除された記載は、全く効力を有さなかったものとみなされる。

第 55 条 登録簿の閲覧及び抄本

(1) 登録簿は、何人も所定の手数料を納付すれば、登録局の就業時間内に何人も閲覧のために登録局において利用することができる。

(2) 登録簿又はその一部がコンピュータを使用して調製されている場合は、登録簿又はその一部の閲覧を希望する者は、コンピュータ端末へのアクセスが認められ、そこから登録簿又はその一部に記載された詳細又はその他の事項を画面上で読むか、その印刷された写しを入

手することで、(1)は履行される。

(3) 登録簿の記入事項の認証謄本又は登録簿の認証抄本を申請する者は、所定の手数料を納付すれば、その謄本又は抄本を入手する権利を有する。

(4) 文書形式以外の形で保管されている登録簿の部分に関して、(3)により付与された謄本又は抄本への権利は、持ち出し可能な様式による謄本又は抄本に対する権利である。

(5) 本条において、「認証謄本」及び「認証抄本」とは、登録官が認証し、登録局の印章を押捺した謄本及び抄本を意味する。

第3節 登録官の権限

第56条 登録官に対する手続の費用

(1) 登録官は、本法に基づく自己に対する手続において、適切とみなす費用を命令により何れかの当事者に裁定し、その支払方法及び支払当事者を指示することができる。

(2) 登録官による費用又はその一部の算定についての規則を定めることができる。

(3) 費用を得ること又は費用の算定を受けることを希望する当事者は、規則に従って登録官に申請することができる。

(4) ある当事者が他の当事者の費用を支払うよう命じられた場合は、その費用は、管轄権を有する裁判所において、最初の当事者が他の当事者に支払うべき債務として回収することができる。

第57条 登録簿の訂正

(1) 登録官は、本条の規定に従って、登録簿における誤記を訂正することができる。

(2) 訂正は、利害関係人が作成した書面による請求に基づいて、又は登録官が自発的に本条に基づいてなすことができる。

(3) (2)にいう請求は、所定の様式によってなし、所定の手数料を添えるものとする。

(4) 登録官は、自己の懈怠によらない誤記を自発的に訂正する義務はない。

(5) 登録官が自発的に何らかの訂正を提案した場合は、その訂正により影響されると思われるすべての者に当該提案を通知して、訂正を行う前に聴聞を受ける機会を与えるものとする。

第58条 登録官の権限

登録官は、本法の適用上、次を行うことができる。

- (a) 証人を召喚すること
- (b) 口頭その他を問わず宣誓の上、証拠を受領すること、及び
- (c) 書類又は物品の提出を要求すること

第 59 条 召喚に応じないことは犯罪である

(1) 登録官の前に証人として出頭することを召喚された者は、合法的な免責事由なく、召喚状に従って出頭することを怠ってはならない。

(2) 登録官により書類又は物品の提出を要求された者は、合法的な免責事由なく、その書類又は物品の提出を怠ってはならない。

(3) (1)又は(2)に反した者は有罪とし、2,000 ドル以下の罰金若しくは3月以下の懲役に処し、又はこれらを併科する。

第 60 条 証拠を提出しないことは犯罪である

(1) 登録官の前に出頭した者は、合法的な免責事由なく、宣誓すること若しくは確約を与えること、又は登録官により提出若しくは応答を要求されている書類若しくは物品を提出すること、又は質問に答えることを拒否してはならない。

(2) (1)に反した者は有罪とし、2,000 ドル以下の罰金若しくは3月以下の懲役に処し、又はこれらを併科する。

第 61 条 公的な行為に関する庁又は登録官の免責

庁、登録官又は登録官の権限に基づき行為する何人も、

(a) 本法又はシンガポールが当事国である条約、協定、取決め若しくは約定に基づき登録された意匠の登録の有効性を保証するとはみなされない。

(b) 本法又は当該条約、協定、取決め又は約定により要求又は許可される審査、又はその審査の結果である報告その他の手続を理由に又はこれに関連して何ら責任を負うことはない。

第 62 条 登録官の決定又は命令に対する上訴

(1) 本法に基づき定められた規則に規定する場合を除き、本法に基づく登録官の決定又は命令は、裁判所へ上訴することができる。

(2) 意匠登録出願に関する本法に基づく上訴は、裁判所が別段の指示を与えない限り、非公開で審理される。

(3) 本条において「決定」とは、本法により又は本法に基づき登録官に付与された裁量の行使においてなされた行為を含む。

第 63 条 裁量権の行使

本法により裁量権が登録官に与えられた場合は、登録官は、その決定により不利な影響され

る真のある者に聴聞の機会を与えずに、その権利を行使することはできない。

第4節 登録局の就業時間

第64条 就業時間及び非就業日

- (1) 登録官は、次の事項を指定する実施指針を発行することができる。
 - (a) 登録局の就業時間、及び
 - (b) 非就業日として扱う日

- (2) 大臣は、次の時に本法に基づき業務を行うことの効果を規定することができる。
 - (a) 何れかの日の登録局の就業時間後、又は
 - (b) 非就業日である何れかの日

- (3) (1)及び(2)の適用上、異なる種類の業務について、
 - (a) 異なる就業時間を指定することができ、
 - (b) 異なる非就業日を指定することができ、かつ
 - (c) 次の時に行う業務の異なる効果を規定することができる。
 - (i) 登録局の就業時間外、又は
 - (ii) 非就業日

第 VA 部 ハーグ協定のジュネーヴ改正協定等

第 64A 条 ハーグ協定のジュネーヴ改正協定等に効力を付与する規定を策定する権限

(1) 大臣は、ハーグ協定のジュネーヴ法又はシンガポールが締約国である意匠に関するその他の条約、協定、協約若しくは契約の規定にシンガポールにおける効力を与える規則を策定することができる。

(2) (1) の一般性を損なうことなく、特に次の事項を規定する規則を策定することができる。

- (a) 登録局を通じて国際登録出願をするのに従うべき手続
- (b) 国際登録出願が効力を生じない又は失う場合に従うべき手続
- (c) 意匠が登録される国としてシンガポールを指定する好結果の国際登録出願の効果
- (d) 国際事務局への情報通信、及び
- (e) 国際登録出願、訂正及び更新に関する手数料(送付手数料を含む)の納付並びに所定額

(3) 国際意匠(シンガポール)に関して、第 44 条並びに第 IV 部及び第 VI 部を適用する規定を規則において規定することもできる。

(4) 本条において、

「ハーグ協定のジュネーヴ改正協定」とは、工業意匠の国際登録に関するハーグ協定の、1999 年 7 月 2 日にジュネーヴにおいて署名された法律をいう。

「国際意匠(シンガポール)」とは、次をいう。

(a) ハーグ協定のジュネーヴ改正協定に基づいてシンガポールにおける保護を与えられた意匠、又は

(b) 大臣が国際意匠(シンガポール)として規定した意匠

「国際登録」とは、ハーグ協定のジュネーヴ改正協定に従い有効となった工業意匠の国際登録をいう。

第 VI 部 犯罪

第 65 条 登録簿等の偽造

次の者，すなわち，

- (a) 登録簿に虚偽の記入をした又はさせた者，
- (b) 登録簿の記入事項の写しとなることを意図した何らか虚偽の物を作成した又はさせた者，又は
- (c) (b)にいう物を提出した，提供した，又は証拠として提出又は提供させた者は，記載又は場合により物が虚偽であると知っている又はそう信じる理由がある限り，有罪とし，50,000 ドル以下の罰金若しくは 5 年以下の拘禁に処し，又はこれらを併科する。

第 66 条 意匠が登録された旨の虚偽の表示

(1) 自己が有償で処分する物品に適用された意匠がその物品に関して登録済である旨の虚偽の表示をする者は，有罪とし，10,000 ドル以下の罰金若しくは 12 月以下の拘禁に処し，又はこれらを併科する。

(2) (1)の適用上，「登録済」という語又はその物品に適用された意匠がその物品に関して登録されていることを明示又は暗示する何かを物品に押印，刻印，銘記その他の方法で適用する者は，その物品に適用された意匠がその物品に関して登録されていることを表示しているとみなされる。

(3) 登録意匠における権利が満了した後に，その意匠が適用されている物品に，「登録済」という語又は本法に基づき意匠に権利が存することを暗示する何かを表示する，又はその物品にそのように表示させる者は，有罪とし，10,000 ドル以下の罰金若しくは 12 月以下の拘禁に処し，又はこれらを併科する。

第 67 条 パートナーシップ又は法人による犯罪

(1) パートナーシップにより行われたと主張される本法に基づく犯罪に対する訴訟手続は，そのパートナーシップに対し，パートナーの名義ではなく企業の名義で提起するが，(3)に基づくパートナーの責任を損なわないものとする。

(2) 当該訴訟手続において有罪としてパートナーシップに課された罰金は，パートナーシップの資産の中から支払うものとする。

(3) パートナーシップが本法に基づき有罪である場合は，犯罪について知らなかった又は犯罪の発生を防ぐことを試みたことが証明されるパートナー以外の各パートナーも有罪とし，それに対する手続の対象となり，相応に処罰される。

(4) 本法に基づき法人が行った犯罪が，その法人の取締役，管理職，秘書役その他同様の幹部，又はそのような資格で行為することを意図していた者の同意又は黙認を得てなされたことが証明された場合は，本人及びその法人も有罪となり，それに対する訴訟手続の対象とな

って、相応に処罰される。

第 68 条 犯罪の示談

(1) 登録官又は登録官により書面で授権された者は、本法に基づく犯罪で示談可能な犯罪と定めるものを、その犯罪をしたことが合理的に疑われる者から 2,000 ドル以下の金額を徴収することにより、自己の裁量で示談することができる。

(2) 庁は、大臣の承認を得て、示談可能な犯罪を規定する諸規則を制定することができる。

(3) 上記の金額が支払われた場合は、当該犯罪に関してその者に対する更なる訴訟手続はなされない。

(4) 本条に基づいて徴収された金額はすべて、庁の資金へ納付される。

第 VII 部 雑則及び一般規定

第 69 条 代理人の認定

本法に基づき定められた規則に別段の規定がある場合を除き、意匠の登録に関連してある者により又はある者に対してなすことを本法が要求する又は認める行為又は登録意匠若しくは意匠の登録に関する手続は、その者が口頭又は書面により許可した代理人により又は代理人に対してなすことができる。

第 70 条 裁判所の一般権限

裁判所は、本法に基づくその本来の又は上訴の管轄権を行使する際に疑義があればこれを決定するために、その疑義を決定する目的で登録官がなし得たであろう命令を下し、又は登録官が行使し得たであろうその他の権限を行使することができる。

第 71 条 裁判所における訴訟手続の費用

本法に基づく裁判所におけるすべての訴訟手続において、裁判所は何人(登録官を含む)に対しても、適切とみなす費用を裁定することができるが、登録官は、他の当事者の費用を支払うよう命令されることはない。

第 72 条 登録官の証明書

本法に基づいて作成する又はなすことを許可された記載、事項又は物に関して登録官が署名することを意図される証明書は、記載がなされていること、その内容及びなされている又はなされなかった事項又は物の一応の証拠である。

第 73 条 手数料

- (1) 本法に基づく出願、登録及びその他の事項に関連して所定の手数料を支払うものとする。
- (2) 徴収されたすべての手数料は庁の資金に納付される。
- (3) (2)は、第 64A 条(2) (e)に基づいて設定された規則に規定された、国際事務局に転送される手数料には適用されないものとする。

第 74 条 規則を定める一般権限

- (1) 大臣は、庁と協議した後に、次のために規則を定めることができる。
 - (a) 本法に基づき規則の策定が必要である又は許可される何らかの目的のため
 - (b) 本法により規定することが許可される又は必要である事項を規定するため
 - (c) 本法を実施する又は施行するために規定が必要な又は適切な事項を規定するため、また
 - (d) 一般に、登録官に対する手続その他の事項の実施及び手順を規制するため
- (2) (1)の一般性を損なうことなく、本条に基づき定められる規則は、次の規定を定めることができる。
 - (a) 出願その他の書類を提出する方法を定めること

- (b) 出願、通知又は請求を裏付けるために定める誓約書を作るようある者に要求すること
 - (c) 書類の翻訳文並びに何らかの翻訳文の提出及び認証を要求し、かつ、規制すること
 - (d) 書類の送達に関すること
 - (e) 手続上の瑕疵の更正を許可すること
 - (f) 意匠の登録その他登録官に対する手続又は事項に関し、何らかの目的で使用される様式を定めること
 - (g) 登録官に対する手続又は事項に関連して、又は登録局による役務の提供に関連して手数料を納付するよう要求し、かつ、これらの手数料を定めること
 - (h) 所定の場合に、登録官に対する手続の当事者に、その手続又は上訴手続に関する費用の担保を託するよう要求する権限を登録官に与え、担保が託されなかった場合の結果を規定すること
 - (i) 登録官に対する手続における証拠提出の方法を規制し、登録官に対し、証人の出頭並びに書類の開示及び提出を強制する権限を与えること
 - (j) 本法に基づいて手続又は事項に関連してなすことを要求される事項をなす期限を定めること
 - (k) 既に満了したか否かを問わず、登録官が規定又は明記した期限の延長を規定すること
 - (l) 登録官が発行する実施指針の公告を規定すること
 - (m) 意匠登録又は登録官へのその他の手続若しくは事項に関する目的で使用される様式の公告を規定すること、及び
 - (n) 登録局による書類及びその書類に関する情報の刊行及び販売を規定すること
- (3) 本条に基づき定められる規則は、異なる場合について異なる規定を定めることができる。

第 75 条 登録出願に関連する規則

- (1) 第 74 条の一般性を損なうことなく、大臣は、第 11 条の適用上、意匠登録出願は次を含む又は含むことができる旨を定める規則を定めることができる。
- (a) 意匠の表示についての説明
 - (b) 出願人が新規とみなす意匠の特徴についての説明
 - (c) 意匠が適用されることを意図した物品の、規則が定めるクラス又はサブクラスによる分類、及び
 - (d) 表示において複製された意匠が適用される物品の見本
- (2) 本条に基づき定められる規則は、登録出願に関連して次が主張される方法を規定することができる。
- (a) 出願に関して第 8 条、第 9 条又は第 10 条が適用される旨の主張
 - (b) 第 12 条又は第 13 条に基づく優先権の主張

第 76 条 保留

何れかの法律又は書類における廃止された連合王国意匠(保護)法(Cap. 339, 1985Ed.)への言及は、文脈上他に要求されない限り、本法への言及と解釈する。

第 77 条 経過規定

- (1) 附則の規定は、本法の規定にも拘らず、経過事項について効力を有する。
- (2) 大臣は、官報で公布した命令により、附則の規定を改正することができる。
- (3) 大臣は、著作権法 (Cap. 63) に関連して必要又は適切とみなす経過規定を規則により定めることができる。

附則（第 77 条(1)）経過規定

第 1 項 序

(1) 本附則では、文脈上他に要求されない限り、

「最初の登録期間」とは、関連の意匠に関して、第 2 項(3)にいう登録の最初の期間を意味する。

「関連意匠」とは、本法の適用上、第 2 項(1)により登録意匠とみなされる意匠を意味する。

「連合王国法」とは、連合王国意匠(保護)法(Cap. 339, 1985Ed.)により改正され、シンガポールに適用された、連合王国の 1949 年登録意匠法(U. K. 1949, c. 88)を意味する。

「連合王国登録簿」とは、連合王国法第 17 条に基づき保持される意匠登録簿を意味する。

(2) 文脈上他に要求されない限り、本附則で用いられ、連合王国法で規定されている単語又は表示は、その法律と同一の意味を有する。

(3) 本附則の適用上、かつ、疑義を避けるために、連合王国法に基づく意匠登録日は、連合王国法第 3 条(5) *に従って決定される。

* 連合王国法第 3 条(5)は、シンガポール登録意匠法(2000 年 11 月 13 日)の施行日から効力のある条項である。

第 2 項 関連意匠

(1) 2000 年 11 月 13 日前に連合王国法に基づき登録された意匠は、連合王国法に基づいて登録された物品に関してその登録が 2000 年 11 月 13 日に満了していない又は取り消されていない場合は、本法の適用上、登録意匠とみなされる。

(2) 疑義を避けるために、(1)における 2000 年 11 月 13 日前に連合王国法に基づき登録された意匠への言及は、連合王国法に基づき登録された意匠で、その登録日が連合王国法第 3 条(5) *に基づき 2000 年 11 月 13 日前のある日とみなされるものに対する言及を含む。

* 連合王国法第 3 条(5)は、シンガポール登録意匠法(2000 年 11 月 13 日)の施行日から効力のある条項である。

(3) (1)に基づき登録意匠とみなされる意匠の登録は、次の何れか早い方に終わる最初の期間についてとする。

(a) 当該期間が連合王国法第 8 条(2)に基づき延長されない場合は、2000 年 11 月 13 日において意匠における権利が存続する期間の満了日、又は

(b) 当該期間が同条に基づいて延長される場合は、期間が延長期限にあたる日

第 3 項 登録の延長

(1) 関連意匠の登録期間は、一度にさらに 5 年間延長することができるが、登録の合計期間は連合王国法に基づくその登録日から 25 年を超えてはならない。

(2) 意匠の登録所有者が登録期間を最初の登録期間の満了からさらに 5 年間延長することを

希望する場合は、(3)に従って登録官に申請する。

(3) (2)にいう申請は、その登録の最初の期間の満了前になすものとし、次を添付する。

- (a) 連合王国法に基づき登録された意匠の表示
- (b) 連合王国意匠登録局の登録官が発行した意匠登録を確認する認証抄本
- (c) 登録官が要求する連合王国登録簿にその時点で記入されている意匠における権利に影響を与える取引の詳細
- (d) 規則によって要求されるその他の情報、書類又は事項
- (e) 所定の更新手数料

(4) 第21条(5)は、必要な修正を加えて、(2)にいう申請に関して適用されるが、最初の期間の満了後6月以内になされた申請については、第21条(5)にいう遅延手数料は納付しなくてよい。

(5) (2)にいう申請の承認後、登録官は、登録簿に次を記入する。

- (a) 関連意匠の詳細。連合王国法に基づくその登録日を含む。
- (b) 連合王国登録簿にその時点で記入されている関連意匠の登録所有者の名称
- (c) 登録官が適切とみなすその他の事項

(6) 第21条は、必要な修正を加えて、関連意匠の登録期間のさらなる延長についても適用される。

(7) 次を規定する規則を定めることができる。

- (a) 関連意匠の登録期間の延長を求める申請の様式及び方法。申請人が自己の申請を裏付けるために提供する書類及び情報を含む。
- (b) その更新の公告
- (c) 関連意匠の登録期間の延長を求める申請を裏付けるために提出された書類を閲覧する権利又はその申請又は当該意匠に関する情報を請求する権利並びにその権利の行使の条件。閲覧又は情報の手数料を含む。

第4項 関連意匠への法の適用

本法の適用上、

- (a) 関連意匠の登録所有者は、
 - (i) 意匠の最初の登録期間中は、その時点でその名称が意匠の登録所有者として連合王国登録簿に記入されている者とし、又は
 - (ii) 当該期間の満了後及び当該意匠に関する第3項(2)にいう申請の承認後は、その時点でその名称が意匠の登録所有者として登録簿に記入されている者とする。また
- (b) 関連意匠の登録日は、連合王国法に基づくその登録日とする。

第5項

先の出願の履行において登録された意匠への第5条(2)における言及は、連合王国法に基づく

先の出願の履行において同法に基づき登録された関連意匠への言及を含むと解釈される。

第6項

(1) 第23条若しくは第27条に基づく申請又は第26条に基づく登録の放棄は、意匠の最初の登録期間の満了及び意匠に関連する第3項(2)にいう申請の承認後にのみ、関連意匠に関して行うことができる。

(2) 連合王国法第11条による関連意匠の同法に基づく登録の取消で、次のものは、本法の適用上、本法に基づく登録の放棄又は撤回(場合による)として扱われ、本法に基づいてなされたのと同じの効力及び効果を有する。

(a) 意匠の最初の登録期間中になされたもの、又は

(b) 当該期間後に、ただし、その期間中になされた請求又は申請に基づきなされたもの

第7項

(1) 第28条、第29条及び第53条(2)は、関連意匠に関しては適用されない。

(2) 第3項(2)に基づく関連意匠の登録の更新後、並びに所定の方法での何人かによる請求書面の提出及び所定の手数料の納付があれば、登録官は、当該意匠(意匠の表示又は見本を含む)の更新申請に関連して、

(a) 請求をなした者に請求に明記される情報を与え、かつ

(b) その者に請求に明記される書類を閲覧することを許可するが、

ただし、所定の条件に従うことを条件とする。

(3) 登録官が所定の情報又は書類に関する請求を拒絶することができるような規則を定めることができる。

第8項

(1) 関連意匠に関する登録可能な取引の詳細の登録を求める第34条に基づく申請は、意匠の最初の登録期間の満了及び意匠に関連する第3項(2)にいう申請の承認後にのみ、行うことができる。

(2) 関連意匠に関する登録可能な取引に関する連合王国法第19条に基づく登録申請で、意匠の最初の登録期間の終了前の何れかの時点でなされた申請の場合は、第34条の適用上、当該取引の詳細の登録を求める同条に基づく申請として扱われ、その申請と同一の効力及び効果を有する。

(3) 本項の適用上、「登録可能な取引」とは、第34条(2)の表現に与えられた意味を有する。

第9項

(1) 関連意匠に関する登録簿の更正を求める第54条に基づく申請は、意匠の最初の登録期間の満了及びその意匠に関連する第3項(2)にいう申請の承認後にのみ、行うことができる。

(2) 関連意匠の最初の登録期間の満了前に、連合王国法第 20 条に基づきなされた申請に従って、当該意匠に関して連合王国登録簿を更正するよう命じられた場合は、登録官は、自発的に又は利害関係人の申請により、登録簿の対応する更正を行うものとし、第 54 条(4)は、その更正が第 54 条(3)に基づいてなされた更正と同様の効力を有する。